

## 雄物川地域局横断幕掲示基準（抜粋）

### 【趣旨】

雄物川地域の市民がスポーツ又は文化活動の全国大会又は国際大会に出場することについて、その功績を称え、激励するための横断幕を掲示し、地域の活性化に繋がることを目的とする。

### 【設置場所】

雄物川庁舎駐車場緑地帯（喫煙所付近）

### 【掲示条件】

- ・予選会又は選考会において代表となり、全国大会又は国際大会に出場する選手
- ・雄物川地域に住民登録がある者又はあった者
- ・横断幕の作成費用は、申請者が負担することとする
- ・横断幕の設置費用は、雄物川地域課が負担することとする
- ・横断幕の掲示を希望する者は雄物川地域課へ別添申請書を提出する
- ・雄物川地域課（地域総務係）は申請書の内容を確認し、掲示の可否を決定するとともに申請者に速やかに結果を連絡する
- ・掲示の許可を受けた者は横断幕を作成し、雄物川地域課へ持参する
- ・できるだけ多くの方を掲示するため、年度内に複数回の申請はできない
- ・同時期に複数の申請があった場合は期間を調整して掲示する
- ・掲示期間は、掲示した日から当該大会が終了する日までとする
- ・掲示期間を満了した横断幕は、申請者に返却する
- ・地域局長が特に必要と認める場合は上記の限りではない

### 【仕様】

W5,400mm×H1,200mm 以内 素材：屋外掲示に適するもの（ターポリン等）

### 【その他】

通常は交通安全啓発横断幕等を設置

#### 附 則

この基準は、令和3年3月4日から施行する

#### 附 則

この基準は、令和6年5月14日から施行する